様式第十一（第十七条関係）（平６総府令４・平10総府令９・平12総府令118・令元文科令14・一部改正）

登録事項変更届出書

収入印紙 (消印しないこと)

資格
技術士
技術士補
住所
登録年月日
登録番号
(ふりがな)
氏名

年　月　日生

技術士法第32条第１項／第２項の登録事項に下記のとおり変更がありましたから、同法第35条第１項の規定により届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	登録証の訂正	備考
				有 無	

年　月　日

文部科学大臣　殿
指定登録機関代表者

氏名

備考１　登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、はらないこと。
２　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により登録手数料を納付し、収入印紙は、はらないこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。